ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の五十・五（特定管理職員にあつては、百分の六十・五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十八・五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十八・五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十七以上（特定管理職員にあつては、百分の七十一・五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十五・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十五・二五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・七五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十九・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十九・七五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十二・七五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十八・五（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五以下）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の四十六・五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五以下）

２・３　（略）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）、十二月に支給する場合には百分の四十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十七・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）

２・３　（略）

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の規則九―四〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第七十九号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一五四

令和八年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え

令和八年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、その者の適用日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

適用日の前日における俸給月額	新俸給月額
円	円
1,021,000	1,056,000
1,149,000	1,189,000
1,224,000	1,261,000

附　則

この規則は、公布の日から施行する。